

藤沢市議会基本条例を制定しました —— 市民に開かれた議会運営を推進 ——



条例制定の背景

藤沢市議会では、地方分権の進展に伴い、市議会の責務が大きくなる中、「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」をさらに推進するため、「藤沢市議会基本条例」を制定しました。この条例は、平成23年8月29日に設置された「藤沢市議会改革検討会」において、約1年半をかけて、議会活性化に関するさま

ざまな課題について活発な議論を行った後、同検討会より提案がなされたものであり、平成25年2月18日の本会議において、全会一致で可決され成立しました。

この条例には、市民と議会との関係や、議会及び議員の活動原則など議会の基本的な事項が定められ、市議会運営における最高規範として、平成25年4月1日から施行します。

なお、条例本文は、市議会ホームページでご覧いただけます。(ホームページアドレスは、上記に記載しています。)

条例制定までの検討経過

- 平成23年
- 8月 藤沢市議会改革検討会を設置
 - 11月 議会運営委員会で兵庫県宝塚市議会及び京都府京丹後市議会を視察
- 平成24年
- 4月 議員全員を対象に藤沢市議会基本条例(案)の説明・研修
 - 5月 茅ヶ崎市議会主催の議会報告会を視察
市議会に関するアンケートを実施
(3,000人無作為抽出 回答750人)
 - 7月 市民の声を聴く会を開催
(市内4会場で開催 合計128人の参加)
 - 8月 東京都多摩市議会を視察
市長と議会基本条例素案に関する協議、回答
 - 9月 9月定例会から、常任委員会において試行的に議員間討議を実施
 - 11月 議会運営委員会で愛知県名古屋市及び三重県四日市市議会を視察
市長と議会基本条例素案に関する協議、回答
議会基本条例素案に対するパブリックコメントの実施
 - 12月 市長と議会基本条例素案に関する協議、回答
- 平成25年
- 1月 藤沢市議会基本条例(最終案)を議会改革検討会の全委員一致で決定
 - 2月 議員全員を対象に藤沢市議会基本条例(最終案)の説明

本会議で藤沢市議会基本条例を可決
(4月1日条例施行)
- ※条例制定までの間、議会改革検討会を14回開催しました。

藤沢市議会基本条例・前文

市民により選ばれた議員で構成される議会は、同じく市民により選ばれた市長とともに、二代表制のもと、市民代表として市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている。また、地方分権の時代にあって、地方公共団体の自己決定権や責任の範囲が拡大する中、その果たすべき役割や責任はますます大きくなっており、議会は合議制の機関として、市民の意思を的確に捉え市政に反映させなければならない。

議会は、その市民の負託に応えるため、市長等執行機関との立場や権能の違いを踏まえ、常に緊張関係を保ちながら、事務執行への監視機能の強化を図るとともに、政策立案及び政策提言機能等を十分に発揮することが必要である。

藤沢市議会は、こうした状況を踏まえ、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、公正性、透明性及び独自性を確保する中、より市民に開かれた議会運営を推進することにより、市民の負託に応えるべく、ここに藤沢市議会基本条例を制定する。

附則	第9章 (第22条・第23条)	第8章 (第20条・第21条)	第7章 (第19条)	第6章 (第15条・第18条)	第5章 (第8条・第10条)	第4章 (第6条・第7条)	第3章 (第3条・第5条)	第2章 (第1条・第2条)	前文	【条例の構成】
	直し手続 最高規範性及び見	制整備 議会事務局等の体	議員の政治倫理	議会機能の強化	議会と市長等との関係	市民と議会との関係	議会運営の原則等	議会及び議員の活動原則	総則	